

362

特243

361

昭和八年八月

米國海軍政策の改訂と其の影響

海軍省海軍軍事普及部

(以印刷代贈寫)



\*0057873000\*

0057873-000

特243-361

米國海軍政策の改訂と其の影響

関根郡平・〔著〕

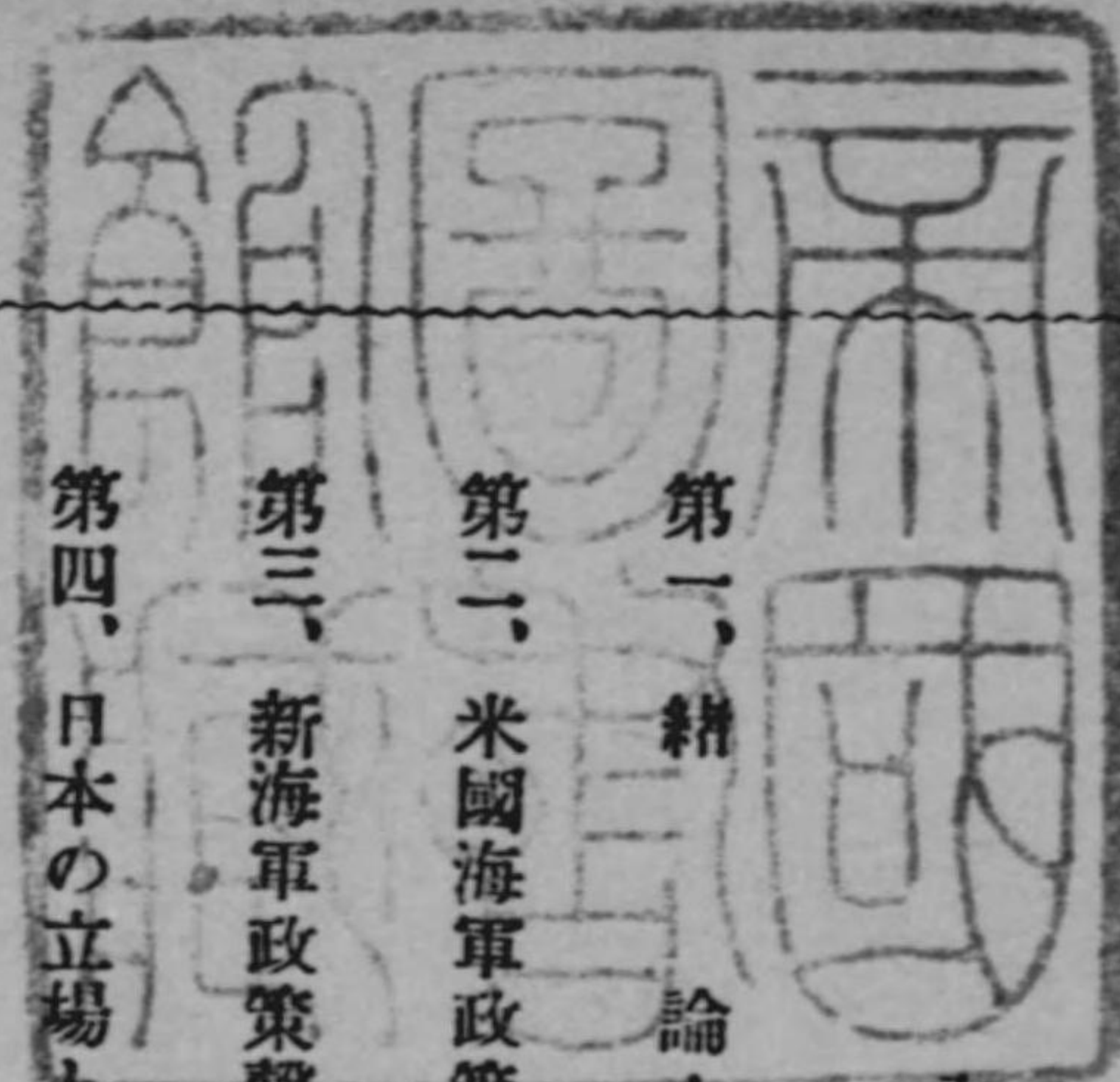
海軍省海軍軍事普及部

昭和8

AJG



特243  
361



内 容 目 次

第一、緒 論 ..... 一

第二、米國海軍政策の變遷 ..... 二

第三、新海軍政策聲明の背景 ..... 一八

第四、日本の立場と海軍政策 ..... 二九

第五、結 論 ..... 二九





# 米國海軍政策の改訂と其の影響

海軍大佐 關 根 郡 平

## 第一 緒 論

一、本年六月二十九日米國海軍卿クロード・エー・スワンソン氏は米國海軍政策の改訂に關する聲明を發し、時節柄大いに世界の視聽を歆だてたのであるが、此の問題に就いて論議を進めるには先づ米國の所謂海軍政策の何物であるかを研究しなければならぬ。何となれば世間動もすれば其の本質に就て誤解がないとも限らぬからである。之に就て一九二二年十二月一日時の海軍卿エドウィン・デンビー氏が發表した最初の海軍政策には冒頭に次の様に書いてある。

「海軍政策は海軍の發達、編制、維持、訓練及運用を規制する諸原則竝に其の適用の一般的條件の體系であつて、國家的諸政策及米國民の權益を基礎とし、且之を擁



護すべく立案された。海軍艦船及軍港要港其他各種根據地の數、大さ、型式及分布、兵員の種類及數竝に平戰兩時に於ける作戦行動の性質を考察決定するものである。之は海軍政策が國家的諸政策即ち國策に基礎を置いて居ることを證明するものであるが、國策とは何を意味するかと云へば、海軍大佐ジョージ・ジェー・マイヤース氏は其の著「戰略論」に「戦争は國際的軋轢の結果起るものである。軋轢の原因は國家の目的（國是）が互に相背馳することに存して居る。而して一國の國是は其の國策中に包藏されて居るが、茲に政策と云ふのは主權者大臣又は政府が、對外關係に關し其の國利を最大にする爲に採用且履行する方法又は行動方針から出來上つて居るところの體系を意味する」と論じて居るのを見ると、茲に米國の所謂國策とは國家としての外交政策に外ならぬのである。

二、次に然らば米國の國策は何であるかと云ふと、モンロー主義と門戶開放主義であると一般に信ぜられて居るが、米國の領土を維持して行くこと、世界到る處で經濟的發展を試みやうとすることが其の一であることは疑の餘地がない。然るに世界の

各國も夫々國策を持つて居り、其の遂行に努める結果、米國が斯様な國策を遂行しやうとすれば兩者の衝突を來すことは必然であるからして、充分な軍備、殊に海軍を以て之を支援しなければならぬと云ふのが米國官民の考へ方であつて、フリーヴァー政府の末期に於ては世界戦争後の諸條約を基礎としたステイムソン氏の所謂不承認主義なども確に國策の一となつたのであつたが、今や佛蘭西の率ゐる歐洲大陸經濟ブロック又は英帝國經濟ブロックに對抗して、苟も經濟的利害の一致して居る諸國と結んで、米國を中心として一つの經濟ブロックを結成しやうとして居るのではないかと思はれる。これ亦新しい型式の國策である。

三、斯様な國策から海軍政策に進むには如何なる過程を経るかと云ふと、先づ大統領が國策目的を示し、國策遂行に對する障礙、障礙排除の諸方策と云ふ順次に綿密な研究を遂げ、最後に結論を求め國策遂行に當る諸機關に對して夫々任務を授けるのであつて、海軍は何々せよと命令され、之に對して樹立した方策こそ實に海軍政策である。



尙前記マイヤース大佐は斯様な國家最高機關の機能に關して左の如く論じて居る。「余は平時に於て大統領、大統領不在なれば副大統領の主宰する對外政策上の會議を催すべき必要を提言するものである。而して之に出席すべき者は副大統領（上院議長）下院議長、國務省、海軍省、陸軍省、大藏省、商務省、勞働省等の各長官、豫算部長（Director of Budget）陸軍參謀總長、海軍作戰部長、上下兩院に於ける豫算、對外關係、陸軍及海軍委員會委員長等とすべきである。本會議は大統領から國是を授けられ、現在の情況竝に政策遂行機關の創設維持を論議し、大統領の承認を受くべき國策遂行の諸計畫を作製し、尙各機關の作業進捗の程度に關し互に情報を交換する等の所謂國家の對外政策會議（A Council of National foreign policy）となるであらう。斯くして本會議は政府の各部に對して慎重な指令を與へると共に、各部の協力を得て國策を遂行するのに果して國軍は適切充分であるかどうかを判斷する機關となり、獲得した情報の價值を評價し、其の判斷を國策遂行計畫上に適用して以て國策目的の達成上に活力ある指令を與へる主體とならなければならぬ」云々。

四、兎に角海軍政策は非常に重要なものであつて、米國海軍は何の爲に存在して居るか何を爲さんとするかと云ふことを最も率直に内外に宣明するものである。従つて最近それが改訂されたと云ふことは國際的に重要な意義を有して居る。其の意義を檢討し其の國際關係に及ぼす影響を論述しやうと云ふのが本稿の目的である。

## 第二 米國海軍政策の變遷

一、米國の海軍政策は一九二二年初めて制定されたものであるが、海軍少將マーク・エル・ブリストル氏は一九三〇年五月二十一日上院の海軍委員會に出席して、「一九二二年將官會議は新に成立した海軍々備制限條約俗に所謂華府條約に對して適當なる考慮を拂ひ一つの合衆國海軍政策を樹立する爲に徹底的攻究を遂げよと云ふ命令を受け幾週間を費し總ゆる情報を蒐集且研究し此の間には海軍作戰部長、艦隊司令長官、海軍省各部局の代表者及其の他多數の者の意見を徴したのであるが愈成案に



到達し政府の承認を得たのは同年五月十六日であつた」と述べて居る。

「軍縮條約の結果米國海軍は規則正しい充實計畫を樹てることが出来る」とは米國海軍當局が屢々言明した處であるが、筆者は米國海軍が海軍政策を樹立し得たのは全く華府條約の賜であると信ずるものである。

二、爾來同政策は一九二八年及一九三一年の兩回に亘つて改訂され、今回第三回の改訂を見た譯であるが、最初に海軍政策が制定されたのは華府會議の直後であり、第一回の改訂は壽府會議決裂の直後であり、第二回の改訂は倫敦會議の直後であり、又今回の改訂は新政府が成立した直後に行はれた。即ち海軍政策の發表又は改訂は何れも國際情勢と密接な關係のあることは注目に値すると思ふ。

三、海軍政策の内容はどんなものであるかと云ふに、先づ冒頭に合衆國海軍政策は如何なるものであるかを概括的に闡明し、合衆國海軍根本政策を述べ、序言として海軍政策と海軍々備制限條約との關係を説いて内容に入り、最初は

(イ) 一般海軍政策

(ロ) 建艦及維持政策

(ハ) 航空政策

(ニ) 配備政策

(ホ) 情報政策

(ヘ) 公表政策

(ト) 編制政策

(チ) 運用政策

(リ) 人事政策

(ヌ) 根據地政策

(ル) 通信政策

(ヲ) 檢閲政策

の十二策を掲げて居つたが、第一回の改訂の際に配備政策と航空政策を廢し前者は運用政策、後者は建艦及維持政策中に含ませることとし最近に及んで居る。然るに今回は更に公表政策を情報政策に檢閲政策を一般政策に含ませることにした。

此等諸政策に就いて一々變遷を敘述することは其の煩に堪へないから根本政策及一般海軍政策に就いて論ずることにする。而して根本政策には「合衆國の海軍は其の政策と通商を支持し且本國と海外領土とを保護するのに充分な兵力を保持しなければならぬ」と記してあり最初から今日迄何等の變化はない。然しながら一般海軍政策は次の様に變化して居る。

一九三二—一發表	一九二一—八發表	一九二一—六—一發表	一九三二—六—九發表
(一)世界第一位であ	(一)世界第一位であ	(一)一九二八—二一	(一)一九三二—一六—



り而も海軍々備制限條約で定められた主力艦比率に準據した海軍を建設維持且運用すること

り而も條約に準據した海軍を建設維持且運用すること

一八發表の(一)に同じ

一發表の(一)に同じ

(二)總ての訓練は其の目標を戦争能率に置き且該能率を全平和期間を通じて維持すること

(二)一九二二—一二  
一發表の(二)に同じ

(二)一九二八—一一  
一八發表の(二)に同じ

(一)本戦力 (Battle strength) と國家と其の權益とを防禦する爲に海洋を管制する能力に於て最大な海軍を發達させること

(三)太平、大西兩洋孰れの地點にも作戰出來るやうな海軍を發達させ且編成すること

(三)一九二二—一二  
一發表の(三)に同じ

(三)一九二八—一一  
一八發表の(三)に同じ

(三)太平大西兩洋の行動や作戰に適し而も戦時には擴張しさへすればよいやうな海軍を編成すること

(四)本戦 (Battle) に對する海軍力を第一義とすること

(四)一九二二—一二  
一發表の(四)に同じ

(四)海軍編成に關しては出來得る限り戦時となつた場合

(四)海兵隊は艦隊の艦船に分遣隊を、陸上官衛部隊に衛

(五)廣い海面に亘る經濟的制壓力の行使は右に次で重要視すること

(五)廣い海面に亘る制海權を掌握し特に米國の權益と海外竝に沿岸通商の保護に對する海軍力は右に次で重要視すること

(五)一九二八—一一  
一八發表の(四)に同じ

(五)總ての發展及訓練は其の目標を戦争能率に置き且該能率を終始維持すること

(六)海戰に關する術力及機力の發達を促進し且之が先驅たるに努めること

(六)一九二二—一二  
一發表の(六)に同じ

(六)一九二八—一一  
一八發表の(五)に同じ

(六)米國民の生命と財産とを保護すること

(七)外國巡航を行ひ以て全世界との間に友好的であり且理解ある關係を開拓すること

(七)航空術を發達させ且戰時に航空員及航空機製作力を利用する目的で極力民間航空を奨励

(七)一九二八—一一  
一八發表の(九)に同じ

(七)米國の權益殊に米國の通商と商船隊の發展を支持すること



<p>(八)米國の權益殊に對外貿易の擴張と發展とを極力援助すること</p>	<p>すること (八)一九二二—一二 —一發表の(七)に 同じ</p>	<p>(八)陸上海上を問はず國內國外の論なく米國商船の發展を助長する爲最善の努力を盡すこと</p>	<p>(八)外國巡航を行ひ全世界の友好關係を開拓すること</p>
<p>(九)海兵隊は在役艦隊の艦船に定員を陸上官衙部隊に衛兵を、又遠征隊の出師準備を整へ以て海軍を適當に支持出来るのに充分な兵力を維持すること</p>	<p>(九)一九二二—一二 —一發表の(八)に 同じ</p>	<p>(九)一九二八—一一 —一八發表の(六)に 同じ</p>	<p>(九)一九三一—一六 —一發表の(九)に 同じ</p>
<p>(十)充分且誠實に政府の各省と協同動作すること</p>	<p>(十)一九二二—一二 —一發表の(九)に 同じ</p>	<p>(十)一九二八—一一 —一八發表の(七)に 同じ</p>	<p>(十)人員に對する進歩的教育及訓練の確乎たる體系を維持すること (十一)機材の緊急的需要を決定し且購買計畫を樹つること (十二)海軍の施設及</p>

<p>二—一發表の(十) 同じ</p>	<p>一—八發表の(七) に同じ</p>	<p>機材全部を組織的に檢閲すること</p>
<p>(十二)一九二八—一一 —一八發表の(十)に 同じ</p>	<p>(十三)充分に政府の各省と協同動作すること</p>	<p>(十三)戰時利用の目的を以て民間工業を獎勵すること</p>
<p>(十三)一九二八—一一 —一八發表の(十)に 同じ</p>	<p>(十四)戰時利用の目的を以て民間工業を獎勵すること</p>	

今回改訂事項中最も目立つのは根據地政策であつて、最初は太平洋岸桑港灣内のアラメダに新に海軍根據地を建設することとしてあつたのを其の後桑港灣内と改め今回更に「東西兩岸各二箇所の主要根據地施設を増大する」ことになつたのである。

### 第三 新海軍政策聲明の雰圍氣

一、米國の現政府は就任後緊縮政策を採つたのであつたが、間もなくインフレーション政策に轉向し金貨本位制を停止して世界を驚倒せしめたのみならず、六月初旬の



ら倫敦で開かれた世界經濟會議に於ては爲替安定協定を拒絶した結果佛國の率ゐる歐洲大陸金本位プロッタとの間に對立關係を生じた。斯様な國際情勢と關係があるかどうかは別問題とし、此の間米國は失業救済と云ふ名目で頻りに軍備就中海軍充實費を支出しつゝある。日本との關係も石井子爵一行の渡米と共に緩和説が傳はつたのであるが、右海軍々備充實計畫の進展と共に何となく緊張して來た、新海軍政策の發表を見たのは恰も此の秋であつた。

二、今此の間の消息を明かにする爲に、去る三月以來米國海軍充實問題が如何に進展したかを略記して見よう。

月 日	事 記
二一—	大海軍論者として有名なクロード・エー・スワンソン氏（民主黨上院議員）はルーズヴェルト新内閣の海軍卿就任要請を容れた。
三一—	一九三三—三四年海軍豫算（三億九百五十萬弗）大統領の承認を受けた。
三一—	新飛行船メーコン完成進空。

三一—七 海軍卿スワンソン氏重ねて新聞記者に對し條約限度迄建造することの必要を力説した。

四— 海軍作戦部長ブラット大將海軍學會誌四月號に「忘るゝ勿れ」と題する論文を寄せ軍縮の必要な所以と其の經過から説き起しフーヴァー案を賞揚して暗に日本の新提案を攻撃しリットン報告を引用して「日支紛争に關する日本の態度を時代錯誤である」と非難し「軍縮が成立しなければ建艦競争も敢て辭する處に非ず」と述べ米國の國民性を禮讚し世界戦争參加の實例に徴して國內輿論統一の容易であることを説き大戰前の英獨海軍交渉問題を例示して「日米間事端發生の有無は日本今後の軍縮竝に日支紛争に對する態度で決まる」と結論した。

四— 四 (一)下院海軍委員長ヴァインソン氏は大統領と會談後「近く議會に提出される失業救済案中には二億三千萬弗を投じて向ふ三箇年間に  
 六吋砲巡洋艦 四 隻 航空母艦 二 隻  
 驅逐艦 二十隻 潜水艦 四 隻  
 計 三十隻  
 を建造しやうとする法案を含ませることになつた」と發表した。



(二)飛行船アクロン號爆破

五―一 大統領は一九三三―三四年海軍豫算から五千五百万弗の節約を命じたが五日になつて三千九百五十万弗を節約することに決つた。

五―七 海軍卿スワソン氏は對日海軍問題に關して左の聲明を發表した。  
「若し日本が日英米海軍力の均等などを主張するやうなことがあれば米國は絶対に賛意を表する譯には行かぬ、倫敦條約で規定された六、四の比率は公正妥當なもので此の比率は絶対に遵守されねばならぬ若し日英兩國が米國と共に世界の海軍力を縮少することを欲しない場合は米國は倫敦條約の許す範圍内で海軍力の最大擴張を續行しやうとする者である、尙又日本が依然として海軍々備の縮少を今日以上讓歩しない場合は米國は倫敦條約で許された全勢力を保持する爲更に航空母艦二隻、八吋砲巡洋艦四隻、六吋砲巡洋艦七隻、驅逐艦九十隻、潜水艦十八隻を建造する必要がある」  
海軍卿スワソン氏は新建艦案に關し左の聲明を發した。

五―二三 「米國海軍は漸次老朽状態に陥りつゝある、若し米國海軍が世界第一位を維持しなければ抑も海軍を維持することが全く徒爾に終るであらう。一旦緩急ある場合米國の權益を擁護する爲には世界第一位

六―一〇 の海軍力を必要とするのである。余の所謂建艦案は六吋砲巡洋艦四隻、航空母艦二隻、驅逐艦二十隻、潜水艦四隻、砲艦二隻、計三十二隻を含んで居る」云々。

六―一四 飛行船アクロン爆破事件の上下兩院調査委員會は其の再建を勸告した。

六―一六 大統領は新建艦法に署名した。

六―二九 大統領の決裁を経て公共事業費から新艦艦載飛行機購入費千五百萬弗を支出することとなつた。

六―三〇 海軍卿スワソン氏の名を以て新海軍政策を發表した。

海軍省は一九三三―三四年の艦船運用計畫を發表したが、之に依ると米國海軍は本年七月一日から來年六月三十日迄の一年間左の大  
海軍力を太平洋中心に配備運用する豫定である。

隻 數 二九九隻

將 兵 五四、一五〇人

飛行機 四九一機

七―五 海軍卿スワソン氏は主力艦其の他近代化及根據地施設改良の爲約一億弗の支出方を要求した。



七一六

米國合同通信社取締役會長ロイ・ハワード氏今後の對日政策として「一面親善一面建艦」を主張した。

右のロイ・ハワード氏の此の聲明は米國の建艦熱に對して火に油を注いだ感がありハワード系新聞は盛に對日軍備充實の必要を叫び、就中七日のワイルド・テレグラムの如きは東洋平和維持の爲に建艦を行へとさへ極言するに至つた。

七一〇

海軍卿スワンソン氏は「余は平和主義者で多年世界の軍縮に努力して來たが列國が米國の主張に聽從しなかつた結果米國も亦條約限度迄建艦を行ふことに決意した」と聲明した。

七一〇

海軍卿スワンソン氏財務省より經費を受領せば直に眞珠港及巴奈馬兩作戰根據地の施設改良に着手すべき旨聲明し、更に日本が條約限度迄造艦しても之は介意しない旨をも聲明した。

三、日米關係に關して最近最も世人の注目を惹いたのは前記ロイ・ハワード氏の聲明であるが、其の「一面親善一面建艦」と云ふスローガンを研究して見ると、ブラット大將の「忘るゝ勿れ」と同工異曲であつて「米國に武力の背景がなければ日本は

どんなことをするか分らない」と云ふ意味に外ならない。徳富猪一郎氏の言を籍りて云へば「日本國民は米國に一隻の戰艦なしとて、決して米國を侮るものではなく、また米國に百萬の戰艦ありとて漫りに叩頭するものではない。大海軍さへ建造すれば、日本は螳螂の斧もて米國に立ち向ふ敵愾心をば消亡す可しと速了するが如きは、恐らく日本の國民的心理に對する錯覺の骨頂」である。斯様な觀念程日本と外國との親善關係に有害なものはない。

日本は今日迄外國に對して未だ曾て積極的にどうしやうともしたことはない、總て受身である。それにも拘らず何處迄も外國が起身で來るならば吾人も亦相當の覺悟をしなければならぬのである。

四、前述したところで新海軍政策聲明の雰囲気は大體明瞭となつたと思ふが、特に警戒しなくてはならぬのは歐米には最近極端な國家主義が擡頭しつゝあつて見方に依つては世界戦争前のやうな經濟的政治的將又軍事的競争が激烈になりつゝあることである。米國海軍政策の聲明なども自ら此の範疇に屬するものと觀ざるを得ない。



### 第四 日本の立場と其の海軍政策

一、筆者は此の問題に就いては從來屢々論述したのであるが、外人の中には未だ誤解し邪推する者が多いからして幾等繰返しても足りないやうな気がするのである。

二、日本の國策は東洋平和維持であるから歐米に對しては何等積極的な意味はない。従て之を支持する爲の海軍政策も至極穩健なものである。然し吾人は之と同時に國土と國民生活とを保護しなければならぬことは諸外國と同様である。斯様に公正妥當な國策が歐米人の容れるところとならず、吾人が如何に啓蒙に努めても彼等獨自の立場から問題を解決しやうとするならば如何なる情況が起らうとも吾人の責任ではないのである。

三、筆者は曾て我海軍政策を論述したことがあるが、我國策を支持し國土と國民生活を保護しやうとすればどうしても吾人は「侵略的企圖を有する如何なる一海軍國も海軍國としての地位を喪失することなくして完全に西太平洋を管制することは不可

能である様な海軍を整備」しなければならぬのである。

之は日本の存立上絶対問題である。苟くも我國民が此の問題の重要性を誤認することなく飽く迄懸命の努力を持続するに於ては他國の如何なる恫喝も懷柔も將又競争も吾人に於て何かあらむやである。

### 第五 結 論

一、以上論述したところから日米兩國海軍の根本政策は次のやうに並記出来ると思ふ

米	日
國策と通商を支持し本國と海外領土を保護すること	國策と國民生活を支持し國土を保護すること

即ち字句に於ては大差ないけれども國策に於ては彼は頗る積極的我が極めて消極的であると云ふ大きな相違があり、又國土の點に於ても彼は東西兩洋に散在し我が西太平洋に集結して居る。斯様な根本政策を実施する爲に米國は太平、大西兩洋何れ



の地點にも作戦出来るやうな海軍力を充實しやうとするのに反し、日本は作戦地域を西太平洋に局限して居るのである。

二、觀じれば日米兩國は政策的にも戰略的にも頗る微妙な關係にある。從來動もすれば政策的關係を閑却して戰略的に兩國の關係を調整しやうとする傾向がないではなかつた。屢次の軍縮會議は正にそれであるが、斯様な遣り方は決して日本人の安全感を増加する所以ではなく軍縮は名義丈けのことで實は軍擴となると云ふ奇觀を呈しさせたのである。

吾人は決して戦争を欲する者ではない。唯名譽の平和、合理的の平和を庶幾ふのみである。

(皇紀二五九三年七月十九日稿)



9  
6